



平成23年12月22日  
水管理・国土保全局  
治水課事業監理室

## ハッ場ダム建設事業に関する対応方針について

ハッ場ダム建設事業に関する対応方針について、別紙のとおりお知らせいたします。

### お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課事業監理室 岩崎(内線 35-652)、淵上(内線 35-672)

TEL (代表) : (03) 5253-8111

(直通) : (03) 5253-8456

# ハツ場ダム建設事業に関する対応方針について

## 1. ハツ場ダム建設事業に関する対応方針

ハツ場ダム建設事業については、2. を前提とし、さらに 3. について考慮した上で、「継続」するとの対応方針を決定した。

## 2. 判断に当たったの前提

ハツ場ダム建設事業の検証において、「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の「中間とりまとめ」で示された検証プロセスが実務的・専門的な検証作業を経て瑕疵がなく行われたこと等については、既に有識者会議でご確認をいただいている。このことは、今回の判断に当たったの大前提である。

## 3. 判断に当たって考慮した事項

対応方針の判断に当たっては、主に以下の事項について考慮した。

- ① 利根川流域の平野部はかつて氾濫原であり、安全な土地を生み出していくために長年に渡り様々な治水対策に取り組んできたが、人口・資産の集積により災害ポテンシャルが高いという流域特性があること
- ② ①の流域特性を有する利根川においては、河道掘削等を推進していくことに加え、即効性のある治水対策が特に求められており、ハツ場ダムは、遊水池等の代替案と比較して、短期間で、かつ、大きな効果が得られる対策であることが検証において確認されていること
- ③ 東日本大震災から得られた教訓を整理した知見・情報により、例えば浅間山噴火の際にはハツ場ダムが泥石流等への安全装置として機能すると考えられること
- ④ 地域に対して重い責任を担う 1 都 5 県知事のご意見についても、重く受け止める必要があると考えたこと

また、当ダム事業に関する 60 年来の経緯を踏まえ、下流域の受益のために、何代にもわたって犠牲を強いてきた水没地区及び住民の方々の生活再建に取り組んでいくことは当然である。

#### 4. 今後の取り組み

残る事業の実施に当たっては、可能な限りのコスト縮減、工期短縮に努め、地元住民の方々の生活再建については、「万全を期す」という従前からの方針を堅持する。また、今後の利根川の治水対策において、「できるだけダムにたよらない治水」をさらに希求していき、その内容を今後早急に作成する利根川河川整備計画に反映するとともに、その作成過程において、河川整備計画相当の目標流量について改めて検証を行うこととする。

当ダム事業に対して多くの疑問が寄せられていることについては重く受け止め、今後とも対応方針に理解を得るよう努めていく。

また、利根川流域の脆弱性やこれまでの治水対策の積み重ねについても、多くの方の理解を得るよう努めていく。

さらに、これまでのダム検証において建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム事業中止の場合における水没予定地域等の生活再建に関する法案を、川辺川ダムをひとつのモデルとして作成し、次期通常国会への提出を目指していくこととする。